
プロジェクト	IASB 情報要請「IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 減損」に対するコメント案の検討
項目	第 204 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 204 回金融商品専門委員会（2023 年 8 月 9 日開催）において、IASB 情報要請「IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 減損」に対するコメント・レターにおける対応方針案について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（質問 3：信用リスクの著しい増大の判定）

2. 第 185 回金融商品専門委員会（2022 年 8 月 9 日開催）において事務局から示された信用リスクの著しい増大の判定に関する審議資料の内容¹をガイダンスや教育文書として追加してもらうように IASB に求めるのがよいと考える。

（質問 4：予想信用損失の測定）

将来予測的なシナリオ

3. 将来予測的なシナリオに関して、企業に対して複数シナリオの設定を常に求めることを懸念する意見をコメント・レターに含めるとする事務局の対応方針案に賛成する。

発行された金融保証契約

4. 履行保証に関して、銀行業務であれば金融保証契約として取り扱い、保険業務であれば IFRS 第 17 号「保険契約」の保険契約として取り扱うことで実務上問題は生じないとの考え方もあるため、この点をコメントすることが考えられる。

その他の事項

5. 信用力の極めて高い債権（貸付金）に対して予想信用損失の測定に関して厳密な手続が求められることによる実務負荷についてコメントすることが考えられる。

¹ 第 485 回企業会計基準委員会（2022 年 8 月 23 日開催）の審議事項(4)-2 と同内容である。

(質問7：IFRS第9号における減損の要求事項と他の要求事項の適用)

6. 金融資産の条件変更は各法域の制度や慣行などを踏まえて運用されており、要求事項の明確化により我が国の実務と整合しなくなる可能性があると考えられるため、コメントする場合には慎重な検討が必要であるとする。

(質問9：信用リスクの開示)

7. 適用開始時から相応のコスト負担が予想されており、開示に関するコストは予想よりも著しく大きいとまでは言えないとする。
8. 作成者の観点からは現行実務における開示水準に問題はないと考えており、開示の粒度に関する課題は各法域の監督当局等によるベスト・プラクティスの公表などで対応することがよいとする。
9. 開示情報の拡充については、財務諸表利用者の意見も踏まえて拡充すべきとする事項を具体的に示すことがよいとする。
10. 実務において、会計基準ではなく各法域の監督当局のガイダンス等により開示の水準が決まっているという印象があり、この状況をIASBが望ましいと考えているのか疑問がある。

以 上